

2022年6月30日

岐阜労働局
局長 大地 直美 様

日本労働組合総連合会
岐阜県連合会(連合岐阜)
会長 筒井和浩

2022年度最低賃金行政に関する要請書

日頃の労働行政への取り組みに対し、心より敬意を表します。

わが国は、超少子高齢・人口減少という構造課題に直面する中、20年余に及ぶデフレ経済なども相まって、不安定雇用や格差が拡大してきました。加えてコロナ禍により非正規雇用で働く者などへのセーフティネットの脆弱性が露呈しました。近時の物価上昇の影響は、最低賃金近傍で働く者の暮らしに大きな影響を及ぼしており、その処遇改善はまさに焦眉の課題です。最低賃金近傍で働く者の多くが非正規雇用で働く者であることに鑑みれば、最低賃金の果たすべき役割は一層重要性を増しており、今こそ十分な機能発揮が求められています。

2021年度改定の結果、地域別最低賃金は全国加重平均930円、岐阜県の最低賃金額は880円となりました。しかし、この金額では年間2,000時間働いても年収200万円に満たない水準であり、セーフティネットとして不十分と言わざるを得ません。

また、地域間格差も大きな課題であり、改善しなければ、地方部から都市部への労働力の流出につながり、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白です。

今、わが国に求められているのは、雇用の安定とともに、経済・社会の活力の源となる「人への投資」です。最低賃金を引き上げ、最賃近傍で働く者の生活の安心・安全を担保することは、その最も重要な要素の1つです。

以上の状況を踏まえ、岐阜県の最低賃金と特定（産業別）最低賃金について、実効性を担保すべく下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記

1. 地域別最低賃金について

地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水

準への改善に向けて、公労使が最低賃金制度の果たす意義・役割を再確認した上で、最低賃金決定の三要素に基づく議論を尽くし、最低賃金法第1条に定める目的が達せられる金額が決定されるよう審議会運営に努めること。

2. 最低賃金の引き上げの確実な実施に向けて

中小企業・小規模事業者において、最低賃金の引き上げが確実に実施されるよう、県や市町村、関係団体等と連携をはかり、賃金引上げに関する支援策の周知徹底をはかること。また、申請・届出の手続きの簡素化・合理化をはかること。

3. 特定（産業別）最低賃金について

特定（産業別）最低賃金制度は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより事業の公正競争の確保に寄与している。その上で、公労使がその意義・目的を再認識し、必要性審議も含め当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けた審議会運営をはかること。

4. 最低賃金の履行確保

最低賃金の履行確保を図るための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用に向けて、最低賃金制度の実効性を高めること。とりわけ、最低賃金法の労働者に該当するか否かの判断は、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に行うこと。また、最低賃金の減額特例の許可の可否についても適切に判断すること。

以 上